

**ご存じですか？
子育てに関する制度**

◎児童手当

▼対象 9歳に到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校3年生修了前の児童）の養育者

▼手当額 第1子と第2子は月額5千円、第3子以降は1万円を支給

◎児童扶養手当

▼対象 父母の離婚などにより、父と生計を同一にしない児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある方、または、心身に政令で定める程度の障害がある20歳未満の方）の養育者

▼手当額 4万1千880円（第2子は5千円、第3子以降は3千円ずつ加算）を支給

◎特別児童扶養手当

▼対象 心身に政令で定める程度の障害がある20歳未満の児童の養育者

▼手当額 重度の障害がある児童一人につき月額5万900円、中度の障害がある児童一人につき3万3千900円を支給

※児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当について、養育者の所得が一定額以上の場合など、手当が支給されないことや減額されることがあります。

◎災害遺児手当

▼対象 災害（交通事故、労働災害を含む）により、小・中学校に在学する児童がいる父母または父母のいずれかが死亡または重度の障害の状態になった場合の児童の保護者

▼手当額 児童一人につき月額1万円を支給



子育て啓発週間の標語募集

子育てに関する標語を『子育て啓発週間』のポスターに掲載します。

▼募集期限 2月15日(水)（必着）

▼申し込み はがき・ファクス・Eメールでご応募ください。作品には、応募者の住所、氏名、年齢、電話番号、学生の場合は学校名を記入してください

▼選定方法 市で入選作品1点を選び、『子育て啓発週間』のポスターに掲載

※入選作品の著作権は市に帰属します。また、応募作品は返却しません。

子育て啓発週間の標語のご応募と
子育てに関するお問い合わせは

子育てグループ

〒059-8701 中央町6丁目11

☎(05)5634 FAX(05)1108

Eメール child@city.noboribetsu.hokkaido.jp